議案第１９１号

上越市立公民館条例の一部改正について

上越市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市立公民館条例の一部を改正する条例

上越市立公民館条例（昭和４６年上越市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表⑴アの表使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１時間につき）
１２０円
１１０円
３１０円
１２０円
１２０円
３８０円
１１０円
６５０円
１５０円
１１０円
１１０円
１１０円
１３０円
１３０円
３１０円
１１０円
４１０円
１７０円
１１０円
１１０円
１８０円

１２０円
３６０円
４４０円
１７０円
１７０円
１７０円
１７０円
１１０円
１１０円
１２０円
３００円
１１０円
２１０円
１１０円
無料
１１０円
２１０円
１７０円
６８０円
無料
無料
３００円
２１０円
３９０円
３５０円
１７０円
１７０円
８８０円
１３０円
２４０円
４８０円

無料
１１０円
１１０円
１１０円
２１０円
８００円
無料
無料
無料
無料
無料
１２０円
１７０円
１１０円
６８０円
１７０円
１７０円
無料
２７０円
３６０円
２５０円
１３０円
１９０円
１４０円
８４０円
無料

別表⑵の表使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１時間につき）
１１０円
２２０円
１７０円

５３０円
２２０円
１１０円
１１０円
１７０円
５３０円
２６０円
１７０円
１３０円
１２０円
１１０円
７７０円
２３０円
１１０円
１１０円
４８０円
１１０円
１１０円
１１０円
４８０円
１２０円
１１０円
１１０円
３６０円
１４０円
１１０円
１１０円
４８０円
１２０円
４５０円
２３０円

４１０円
２００円
４１０円
２２０円
４８０円
１２０円
２５０円
４８０円
５００円
２１０円
１１０円
１１０円
３００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。